

中小企業の応援を

安江ゆう子市議は中小企業

憲章。（2010年6月18日閣議決定）を紹介して、松浦市の中小企業の振興について質問しました。

松浦市の中小企業の実態（第2次産業と第3次産業の合計）

	平成18年	平成24年
事業数	1231	1097
生産額	668億円	604億円
倒産件数	166事業所	177事業所

安江（中小企業）の従業員数は、松浦市の人口の4%

ぐらいが第1次産業ですか
ら、9割方が第2次、第3次。
松浦市の25000人の9割
方が中小企業ですよね。松浦
市これまでの政策と、これ

からのこと伺いたい。
商工観光課長 補助金とか
創業支援サポート、専門家の
派遣などをしてきた。2月に
(昨年)商工業振興ビジョン
を策定し、融資、利子補給、
補助金制度などを来年度以降
に向けて具体化していくた
い。

安江 チャレンジショップ

（抜粋）
・中小企業は、経済やくらし

※中小企業憲章の基本理念

たる限り拾い上げ対応していき
たい。

の活用が24年が1件、25年が
1件で、チャレンジショップ
の「縛り」を取り払つて、制
度の活用ができませんか。

商工観光課長 チャレンジ

ショップは地域指定を受けて
県との連携の中での制度。地
域指定が受けられなかつた地
域でも、志を持つて創業した
模企業の多くは家族経営形態
を採り、地域社会の安定をも
たらす。

このように中小企業は、国
家の財産ともいうべき存在で
ある。

を支え、牽引する。創意工夫
を凝らし、技術を磨き、雇用
の大部を支え、くらしに潤
いを与える。

・中小企業は、社会の主役と
して地域社会と住民生活に貢
献し、伝統技能や文化の継承
に重要な機能を果たす。小規
模企業の多くは家族経営形態
を採り、地域社会の安定をも
たらす。

・このように中小企業は、国
家の財産ともいうべき存在で
ある。

・このように中小企業は、国
家の財産ともいうべき存在で
ある。

・このように中小企業は、国
家の財産ともいうべき存在で
ある。

・このように中小企業は、国
家の財産ともいうべき存在で
ある。

市民生活に大きな影響 生活保護基準引き下げで



安江 90世帯が新

たに課税になるとの

ことです。ですが、その影
響は国の資料による

と38から40ぐらいの

影響があります。保

育料、国保税、就学

援助、国民年金などはどうな
りますか。

安江 子育て・子ども課長 3歳
以上の児童の場合非課税世帯
は1ヶ月6000円。課税世
帯になれば1ヶ月14000
円。ひとり親世帯の場合は、
非課税では保育料はゼロ。課
税となれば13000円にな
ります。

安江 生活保護基準の引き
下げで最低賃金が連動して下
げられ、住民税非課税の方が
住民税課税となります。影響

安江 幼児2人

安江 15万5760円

安江 15万5080円

安江 15万5080円